事例番号:300571

原因分析報告書要約版

産 科 医 療 補 償 制 度 原因分析委員会第一部会

1. 事例の概要

- 1) 妊産婦等に関する情報
 - 2回経産婦(第1子帝王切開)
- 2) 今回の妊娠経過

妊娠 32 週 3 日 切迫早産のため管理入院

3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

4) 分娩経過

妊娠 33 週 0 日

- 5:30 陣痛開始
- 6:49-8:12 胎児心拍数陣痛図で基線正常脈、基線細変動認める
- 8:23 内診で児頭の位置がかなり上方、鮮血の性器出血あり
- 8:25 超音波断層法で80拍/分台の胎児徐脈を認める
- 8:30 頃 胎児心拍数陣痛図で胎児心拍数 70-90 拍/分台を認める
- 9:02 常位胎盤早期剥離の診断で帝王切開により児娩出 胎胞ごと児頭が腹腔内に娩出、子宮破裂を認める

5) 新生児期の経過

- (1) 在胎週数:33 週 0 日
- (2) 出生時体重:1799g
- (3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.731、PCO2 116.2mmHg、PO2 16.0mmHg、

 HCO_3^- 15. 6mmo1/L, BE -22. 7mmo1/L

- (4) アプガースコア:生後1分1点、生後5分2点
- (5) 新生児蘇生:胸骨圧迫、人工呼吸(バッグ・マスク、チューブ・バッグ)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 低出生体重児、重症新生児仮死(Sarnat 分類 3 度)、呼吸窮迫症候群

(7) 頭部画像所見:

生後 15 日 頭部 MRI で低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数

医師: 産科医3名、小児科医6名、麻酔科医1名

看護スタッフ:助産師6名、看護師7名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、子宮破裂による胎児低酸素・酸血症によって、低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。
- (2) 子宮破裂の原因は、前々回分娩時の帝王切開術のために子宮筋層に脆弱部位が生じていたことによる可能性がある。
- (3) 子宮破裂の発症時期は、妊娠 33 週 0 日 8 時 12 分以降、8 時 23 分までの間であると考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

- (1) 子宮頸部円錐切除術の既往があり、妊娠 19 週における子宮頸管長が 23.8 mmであったことから、これ以降の妊婦健診を 2 週間毎としたことは医学的妥当性がある。
- (2) 妊娠 32 週時に文書による説明・同意を得た上で TOLAC(帝王切開既往妊婦の試験経腟分娩)の方針としたことは、選択肢のひとつである。
- (3) 妊娠 32 週 3 日に受診した際に、ノンストレステストで頻回な子宮収縮と子宮口開大、 胎児フィブロネクチン陽性を確認し、切迫早産の診断で入院したこと、および切迫 早産の管理(リトドリン塩酸塩注射液の投与、ノンストレステスト・超音波断層法・血液検 査の実施)は、いずれも一般的である。

(4) 妊娠 32 週に、胎児肺成熟のためにベタメタゾンリン酸エステルナトリウム注射液を投与したことは医学的妥当性がある。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠32週6日に手掌の発疹、乳房痛、前腕の痛みなどが出現した際に、リトドリン塩酸塩注射液の副作用の可能性が否定できないとし、投与を中止したことは一般的である。
- (2) リトト・リン塩酸塩注射液投与中止後の対応(分娩監視装置の装着、内診、超音波断層法の実施、バイタルサインの測定)は一般的である。
- (3) 妊娠 33 週 0 日 8 時 10 分頃以降の対応(医師へ報告、内診、超音波断層法による胎位、胎盤および胎児心拍数の確認、緊急帝王切開の決定)は一般的である。
- (4) 緊急帝王切開決定から35分で児を娩出したことは一般的である。
- (5) 臍帯動脈血ガス分析を行ったことは一般的である。
- (6) 胎盤病理組織学検査を行ったことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(胸骨圧迫、バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管)、および当該分娩機関 NICU へ入院管理としたことは、いずれも一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

- 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項なし。
- 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項なし。
- 3) わが国における産科医療について検討すべき事項
- (1) 学会・職能団体に対して

わが国における子宮破裂の発生頻度や発生状況について全国的な調査を 行い、子宮破裂の関連因子および発症予防法について検討することが望ま れる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。